第1回検討委員会を踏まえた検討ポイント

1 第1回検討委員会で議論されたポイント

	- 第「国际的安良会で成品で10/2小「ント		
NO	区分	対応方針	
1	条例の名称	・「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推	
		進に関する条例」を第1案として提示	
		「被害者等の尊厳が重んぜられ安心して暮らせることは「権利利」 益」であり、これを「守る」ための条例であることが分かる案	
0.4	重大事案への対応や県民以外等への対応	・不特定多数の方が被害にあう事件に対応する条項を規定	
21		・県民以外が県内で被害にあった場合、県民が県外で被害に	
22		あった場合など全てにしっかりと対応できる条項を規定	
26	学校における教育等	・学校での理解促進の啓発に加え、児童生徒等が犯罪被害に	
		よって教育を受けることが妨げられることがないよう施	
		策を講じることも規定	
27	人材育成(市町等担	・犯罪被害者等支援に関係する者に限らず、行政機関の職員	
	当者への研修)	も研修の対象にすることを明記	
29	附則(条例の見直し)	・3年を経過するごとの見直し検討を規定	

2 その他

NO	区分	対応方針
7	事業者の責務	・生活の基盤である職場での配慮の重要性を勘案し、事業者
		の責務として「犯罪被害者等の従業員への必要な支援」と
		「その就業への配慮」の両方の内容を規定
11	支援体制の整備	・体制整備の手法として、県が情報交換又は意見交換する機
		会を提供することを明記
18	雇用の安定等	・県の事業者に対する啓発は、雇用の安定を図るだけでな
		く、事業者の犯罪被害者等への理解を深めることも明記